

○羽村市高齢者おむつ給付事業実施要綱

昭和62年2月15日羽民健発第8759号

(目的)

第1条 この要綱は、介護が必要な状態にある高齢者（以下「高齢者」という。）に対して、おむつを給付することにより、当該高齢者等の衛生を確保し、及び介護者の負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、羽村市に住所を有し居住する在宅の65歳以上の者で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第1444号）の規定による保護を受給している者はこの限りでない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条の規定による要介護1又は要介護2の認定を受けた者で、疾病等により常時失禁状態と認められるもの
- (2) 法第27条の規定による要介護3以上の認定を受けた者で、常時おむつを使用する必要があるもの
- (3) 法第32条の規定による要支援1又は要支援2の認定を受けた者で、疾病等により常時失禁状態と認められるもの

(申請)

第3条 おむつの給付を希望する者は、羽村市高齢者おむつ給付申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(決定)

第4条 市長は、前条による申請があったときは、速やかにその内容を審査し給付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、おむつの給付の可否を決定したときは、羽村市高齢者おむつ給付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(給付)

第5条 おむつの給付は、市が指定するおむつをおむつ取扱事業者が現物支給して行う。ただし、

- 1 1人1月につき4,000円分を限度とする。
- 2 前項の給付は、給付の決定をした日の属する月の翌月の初日から行うものとし、取消しの決定をした日の属する月の月末に終了するものとする。

(事業の委託)

第6条 市長は、おむつの給付事業をおむつ取扱事業者に委託して行うものとする。

(費用の負担)

第7条 おむつの費用負担は、当該給付に要する費用の9割を市が負担し、1割をおむつの給付を受けた者がおむつ取扱事業者に直接支払うものとする。

(届出)

第8条 おむつの給付の決定を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、羽村市高齢者おむつ給付(取消)通知書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 病院、施設等に入院又は入所したとき。
- (3) おむつの給付を辞退するとき。
- (4) 第2条の要件に該当しなくなったとき。
- (5) その他おむつの給付を受ける必要がなくなったとき。

(資格要件の変更及び取消等の通知)

第9条 市長は、前条の届出があった場合において、対象者の資格要件に変更があったと認めるとき、若しくは資格要件を備えなくなったと認めるとき、又は辞退があったときは、羽村市高齢者おむつ給付変更(取消)通知書(様式第4号)により、おむつの給付の決定を受けた者に通知するものとする。